

平成 16 年 7 月 12 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号
フロンティア不動産投資法人
代表者名
執行役員 出村 日出夫
問合せ先
フロンティア・リート・マネジメント株式会社
財務部長 市 倉 昇
TEL. 03-3588-1440

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

フロンティア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 16 年 7 月 12 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場するにあたって実施する本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- | | |
|-------------|---|
| (1) 発行新投資口数 | 102,000 口 |
| (2) 発行価額 | 未定
(平成 16 年 8 月 2 日(月曜日)(以下「発行価格決定日」という。)
に開催される役員会において決定する。) |
| (3) 発行価額の総額 | 未定 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社を主幹会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、日興シティグループ証券株式会社以外の引受人は、大和証券エスエムピーシー株式会社、野村證券株式会社、三菱証券株式会社、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社（以下日興シティグループ証券株式会社と併せて「引受人」という。）とする。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第 2 条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 3 条に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する。 |
| (5) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額を引受人の |

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

手取金とする。

- (6) 需 要 の 申 告 期 間 平成 16 年 7 月 23 日 (金曜日) から
(ブックビルディング期間) 平成 16 年 7 月 30 日 (金曜日) まで
- (7) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (8) 申 込 期 間 平成 16 年 8 月 3 日 (火曜日) から
平成 16 年 8 月 5 日 (木曜日) まで
- (9) 払 込 期 日 平成 16 年 8 月 6 日 (金曜日)
- (10) 投 資 証 券 交 付 日 平成 16 年 8 月 9 日 (月曜日) (以下「上場(売買開始)日」という。)
- (11) 金 銭 の 分 配 の 起 算 日 平成 16 年 5 月 12 日 (水曜日) (本投資法人設立日)
- (12) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (13) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第三者割当による新投資口発行 (第三者割当)

- (1) 発行新投資口数 8,000 口
 下記 3. に記載のとおり、日興シティグループ証券株式会社が本投資法人の投資主である日本たばこ産業株式会社より 8,000 口を上限として借り入れる予定の投資口 (以下「借入投資証券」という。) の売出し (以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。) を行う場合がある。これに関連して、役員会は日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による 8,000 口の投資口の追加発行 (以下「本第三者割当」という。) を決議しており、日興シティグループ証券株式会社に対し、借入投資証券の返還を目的として、8,000 口を上限とする本第三者割当による追加発行投資証券の割当を受ける選択権 (以下「グリーンシューオプション」という。) を付与する。
 日興シティグループ証券株式会社から割当口数の全部又は一部につき申込みがない場合に、申込みのなかった当該投資口については失権する。
- (2) 割当予定先の氏名又は名称 日興シティグループ証券株式会社
- (3) 発行 価 格 未定
(一般募集の発行価額と同一とする。)
- (4) 発行 価 額 の 総 額 未定
- (5) 申 込 期 間 平成 16 年 9 月 7 日 (火曜日)
- (6) 払 込 期 日 平成 16 年 9 月 7 日 (火曜日)
- (7) 申 込 口 数 単 位 1 口以上 1 口単位
- (8) 金 銭 の 分 配 の 起 算 日 平成 16 年 5 月 12 日 (水曜日) (本投資法人設立日)
- (9) 発行価格、その他本第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記払込期日までに払込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

(11) 一般募集を中止した場合は、本第三者割当による新投資口発行も中止する。

3. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出投資口数及び売出人 上限 8,000 口 日興シティグループ証券株式会社
 上記売出投資口数は、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、日興シティグループ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数である。従って、オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合もある。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる投資口は、オーバーアロットメントによる売出しのために、日興シティグループ証券株式会社が本投資法人の投資主である日本たばこ産業株式会社より 8,000 口を上限として借り入れる予定の投資口である（但し、かかる貸借は、後記「7.その他」に記載するとおり、日本たばこ産業株式会社への販売がなされることを条件とする。）。
- (2) 売 出 価 格 未定
 （一般募集の発行価格と同一とする。）
- (3) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (4) 申 込 期 間 平成 16 年 8 月 3 日（火曜日）から
 平成 16 年 8 月 5 日（木曜日）まで
- (5) 受 渡 期 日 平成 16 年 8 月 9 日（月曜日）
- (6) 申 込 口 数 単 位 1 口以上 1 口単位
- (7) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (8) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	400 口
一般募集による増加投資口数	102,000 口
一般募集後の発行済投資口総数	102,400 口
第三者割当による増加投資口数（予定）	8,000 口
第三者割当後の発行済投資口総数（予定）	110,400 口

5. 今回の調達資金の用途

今回の新投資口の発行における手取金については、本投資法人が取得を予定している、不動産等を信託財産とする信託の受益権（6 物件）を取得するための資金等に充当する。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

6. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行うものとする。

7. その他

(1) 売先指定の有無

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているフロンティア・リート・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」という。）の株主である日本たばこ産業株式会社に対し、一般募集の対象となる投資口のうち、8,000口を販売する予定である。

(2) 売却・追加発行等の制限

日本たばこ産業株式会社及び資産運用会社は、本投資法人の発行する投資証券をそれぞれ200口ずつ保有する投資主であり、日本たばこ産業株式会社は一般募集により更に本投資証券を8,000口取得する予定である。日本たばこ産業株式会社及び資産運用会社は、日興シティグループ証券株式会社との間で、上場（売買開始）日以降1年を経過する日までの期間、日興シティグループ証券株式会社の事前の書面による承諾なしに、一般募集により取得することを予定している本投資証券及び一般募集前から所有している本投資証券を売却しない旨を合意している。

本投資法人は、一般募集に際し、日興シティグループ証券株式会社との間で、上場（売買開始）日以降90日を経過する日までの期間、日興シティグループ証券株式会社の事前の書面による承諾なしに、投資口の追加発行（但し、上記2.に記載のグリーンシューオプションによる日興シティグループ証券株式会社に対する割当に係る追加発行を除く。）を行わない旨を合意している。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。